

仕 様 書

1 案 件 名 称

液晶ディスプレイほか2点 買入

2 品名・数量等

別紙物品明細のとおり

※納入する物品は別紙物品明細記載の参考商品又は同等品以上とする。

同等品による納入を予定する場合は、見積書提出までに下記「4 納入先」に記載の担当に確認すること。

3 納 入 期 限

令和7年7月31日(木)

4 納 入 先

大阪市都市交通局総務担当

電話：06-6208-8893 FAX：06-6208-0008

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階

5 そ の 他

- ① 本仕様書について定めのない事項、または、本仕様書の内容について疑義が生じた事項については、必要に応じて上記「4 納入先」に記載の担当に確認すること。ただし、軽微なものについては、本市担当者の指示に従うものとし、契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- ② 別紙特記仕様書を遵守すること。
- ③ 契約締結後、すみやかに単価のわかる内訳明細書を上記「4 納入先」に記載の担当に提出すること。
- ④ 納入については、事前に本市担当者と十分打ち合わせを行うこと。
- ⑤ 納入にあたって、市役所本庁舎地下駐車場を利用する場合は、原則車高が2.1mを超えない車両を使用するようにし、車高が2.1mを超える場合は、搬入日時・搬入出先・搬入出に使用する「車種」・「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の4開庁日前までに本市担当者まで報告すること。
ただし、車高が2.8mを越える場合は、市役所本庁舎地下駐車場の利用はできない。
- ⑥ 納入にいたる全ての費用（配送・組立・設置費等）は全て受注者の負担とする。
- ⑦ 納入にあたって、エレベータは使用可とする。なお、使用するエレベータは契約締結後指示するものとするが、カゴ内寸法は（W：1,800mm、D：1,500mm、H：2,900mm）出入口寸法は（W：1,300mm、H：2,100mm）である。
- ⑧ 納入の際、建物等に損害を与えた場合、受注者の責任において原状回復すること。
- ⑨ 納入の際に発生する梱包材等は受注者が責任をもって処分すること。
- ⑩ 不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。
- ⑪ 納品物が納入されるまでの間に滅失・損傷その他の事故で、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、直ちに代替品と交換すること。
- ⑫ 納品物については、「大阪市グリーン調達方針」
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。